

調査結果の概要

調査結果の概要

1 調査方法

(1) 実施方法

京都市内在住の 20歳以上の市民・外国籍市民 3,000人（無作為抽出）を対象とする郵送によるアンケート調査

(2) 実施期間

平成 18年 12月 12日（火）～ 12月 26日（火）
（督促はがきは 12月 19日に発送）

2 アンケート回答者の概要

- ・アンケートの有効回答者数は 1,429人で有効回収率は 47.6%であった。
- ・1,429人のうち男性は 611人（42.7%）、女性は 817人（57.2%）、無回答者は 1人（0.1%）となっている。
- ・1,429人のうち、非喫煙者は 1,145人（80.1%）、喫煙者は 275人（19.3%）、無回答者は 9人（0.6%）となっている。

3 アンケート結果

(1) 路上喫煙について

9割以上の方が路上喫煙によって不快な思いをした経験があると答えている。

- ・路上喫煙により、「被害を受けた（受けそうになった）ことや不快な思いをしたことがある」と回答した人は 1,301人（91.0%）に上っている。一方「特に被害を受けた（受けそうになった）ことや不快な思いをしたことはない」と回答した人は 68人（4.8%）にとどまっている。
- ・被害などの内訳を項目別に見ると、「吸い殻の散乱が見苦しい」が 1,139人（79.7%）と最も多く、以下順に、「煙やにおいで不快な思いをした」が 899人（62.9%）、「火傷を負わされた（負わされそうになった）」が 212人（14.8%）、「衣服やかばんなどを焦がされた（焦がされそうになった）」が 211人（14.8%）と続いている。

注：回答は複数回答可。（%）は全回答者数（1,429人）に対する割合。

（P25～P28 調査結果の分析 図1-1～図1-4参照）

路上喫煙について「迷惑である」と感じている人は9割近くに上っている。

- ・路上喫煙の現状について、「迷惑である」と回答した人は 1,249人（87.4%）と9割近くを占め、「特に問題はない」と回答した人は 168人（11.8%）にとどまっている。
- ・喫煙の有無別にみても、非喫煙者は 93.1%の人が、喫煙者は 63.3%の人が「迷惑である」と回答している。

性別でみると、女性は 92.8%の人が、男性は 80.2%の人が「迷惑である」と回答している。

（P29～P30 調査結果の分析 図2-1～図2-4参照）

路上喫煙を「迷惑である」と答えた人のうち、ほとんどの人が「路上喫煙は一切しないでほしい」又は「せめて歩行者が多い道路ではやめてほしい」と考えている。

- ・路上喫煙について、「迷惑である」と回答した 1,249人のうち、「路上喫煙は一切しないでほしい」と回答した人は 630人（50.4%）、また、「せめて歩行者が多い道路ではやめてほしい」と回答した人は 554人（44.4%）となっており、両者を合計すると 1,184（94.8%）となる。

（ P31~ P32 調査結果の分析 図2 - 1 - 1 ~ 図2 - 1 - 4 参照）

(2) 路上喫煙防止条例について

7割以上の人が「条例を制定すべきである」と考えている。

- ・「条例を制定すべきである」と回答した人は 1,093人（76.9%）と、「条例の制定は必要ない」と回答した 311人（21.8%）を大きく上回っている。
- ・喫煙の有無別にみても、非喫煙者は 82.1%の人が、喫煙者は 52.4%の人が「条例を制定すべきである」と回答している。

性別でみると、女性は 79.6%の人が、男性は 72.3%の人が「条例を制定すべきである」と回答している。

（ P35~ P36 調査結果の分析 図3 - 1 ~ 図3 - 4 参照）

「条例を制定すべきである」と答えた人のうち7割以上の人が「喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある」と考えている。

- ・「条例を制定すべきである」と回答した 1,093人にその理由をたずねたところ、「喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある」が 790人（72.3%）と最も多く、以下順に、「小児や女性の火傷の事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる」が 676人（61.8%）、「喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える」が 659人（60.3%）と続いている。

注：回答は複数回答可。（%）は「条例を制定すべきである」と回答した人数（1,093人）に対する割合。

（ P37~ P39 調査結果の分析 図3 - 1 - 1 ~ 図3 - 1 - 4 参照）

「条例を制定すべきである」と答えた人のうち、8割近くの人が「過料徴収の罰則規定を設け、過料を徴収していくべきである」と考えている。

- ・「条例を制定すべきである」と回答した 1,093人に条例の違反者に罰則を科すことについてたずねたところ、「過料徴収の罰則規定を設け、過料を徴収していくべきである」と回答した人は 854人（78.1%）と、「罰則は必要ない」と回答した 130人（11.9%）を大きく上回っている。

（ P40~ P41 調査結果の分析 図3 - 2 - 1 ~ 図3 - 2 - 4 参照）

「条例の制定は必要ない」と答えた人のうち、7割以上の人が「条例の制定よりも、喫煙者のマナー向上を目指す啓発活動等の強化が重要である」と考えている。

- ・「条例の制定は必要でない」と回答した 311人にその理由をたずねたところ、「条例の制定よりも、喫煙者のマナー向上を目指す啓発活動等の強化が重要である」が 234人（75.2%）と最も多く、以下順に「路上喫煙対策に新たな経費をかけるべきでない」が 115人（37.0%）、「条例で個人の行動を規制すべきではない」が 105人（33.8%）と続いている。

注：回答は複数回答可。（%）は「条例の制定は必要ない」と回答した人数（311人）に対する割合。

（ P42~ P44 調査結果の分析 図3 - 3 - 1 ~ 図3 - 3 - 4 参照）